



# 『いじめの防止等のための学校基本方針』

本巣郡北方町立北方西小学校

## 目 次

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめに関する基本認識
- 4 いじめの解消の定義
- 5 学校としての構え
- 6 いじめ未然防止のための基本的な考え方
- 7 いじめの早期発見のために
- 8 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- 9 学校におけるいじめの防止等に関する措置（本校の具体的な取組）
- 10 重大事態への対処
- 11 その他

# いじめ防止等のための対策に関する基本方針

平成26年4月 1日策定  
平成30年3月 1日改定  
令和元年8月 1日改定  
令和3年3月31日改定

本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、人権尊重の理念に基づき、北方西小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行わなければならない。

## 2 いじめの定義

### 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめに関する基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

### (1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」

人は誰でも「よりよくいきたい、よりよくなりたい」と願う存在である。しかし、いじめは、心理的あるいは物理的な攻撃によって、その人としての最も基本的な願いを踏みにじる行為であり、どのような社会であっても「いじめは人間として絶対に許されない」ものである。

### (2) 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」

一人一人、個性が異なる子どもたちが集まった学校（学年・学級）である以上、一緒に生活をしていく中においては、意図的に競わなくても、友だちよりできれば優越感を感じたり、できなければ劣等感を感じたりすることが見られる。そして、それに伴って友だちを見下したりうらやましがったりすることは、人としてありがちな姿である。ゆえに、いじめはどの集団にも、どの子にも起こり得ることと考えなければならない。

### (3) 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

そこで、私たちは勿論、いじめの根絶をめざすが、いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくいものである。また、「いじめゼロ！」と力むことで、かえっていじめが見えにくくなることも危惧したい。大切なことは、起こりやすいいじめを、一つ一つ丁寧に、確実に、そして迅速に克服していく姿勢である。

### (4) 「活動を通して子どもたちは育つ」「意図的・計画的に活動を仕組む」

子どもたちは人との関わりの中で生きており、これから先も、人との関わりを避けて通ることはできない。人と人が関われば、そこに様々な軋轢が生じることがある。しかし、こうしたいじめをはじめとする仲間関係のトラブルは、子どもたちにとって成長のチャンスと捉え、指導を行う。大切なのは、人とのよりよい関わりを築きあげる力は、人との関わりの中でしか育たないということである。子どもたちが仲間とともに悩み苦しみながらも、たくましくトラブルを乗り越えていく力こそ求められているのである。

そこで、学校では、子ども同士が関わらざるを得ないような活動を意図的に仕組み、積極的に仲間づくり・集団づくりを進めていく。偶発的な事案をきっかけに、いつかできるようになることを待つのではなく、活動を意図的・計画的に積み重ねていく中で、よりよい仲間関係を子ども自らが見出し、行動できるように指導の場を位置付けるのである。学年の発達段階や子どもたちの実態に応じて活動を仕組むことによって、トラブルの芽を早期に摘むとともに、よりよい仲間関係づくりを進める積極的な学級経営を行っていく。

## (5) 教職員の姿勢

- ①意味や値打ちのあることにがんばる子を精一杯応援する。
- ②がんばる仲間の足を引っ張る子にはみんなで指導する。
- ③相談されたらその日のうちに立ち上がる。

### 4 いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

#### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、外部専門家による面談等により確認する。

### 5 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導體制により対応する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校いじめ防止プログラムを定め、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

### 6 いじめ未然防止のための基本的な考え方

#### (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育むことができるよう、教育活動全体を通じ、全ての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を設ける。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

#### (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ①児童に自己存在感を与える
  - ②共感的な人間関係を育成する
  - ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

## 7 いじめの早期発見のために

### (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」で自校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

### (2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールハートサポーター・相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

### (3) 教職員の研修の充実

- ・年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画を定め、年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行う。「いじめ防止これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、「暴力行為等防止支援員」の助言等を受けて対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

### (4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

### (5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

## 8 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、いじめの防止等のため、基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、いじめ防止等の対策のための組織を中核として協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を一致協力して推進する。

### 法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### (1) 「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の構成

#### □いじめ・不登校対策・教育相談委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係職員、スクールハートサポーター、スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）、学校運営協議会委員

### (2) 「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の役割

- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核の役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報があつた時には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 9 学校におけるいじめの防止等に関する措置（本校の具体的な取組）

### (1) 児童交流

週に一度実施される職員打ち合わせで、児童交流（生徒指導から・教育相談から）を行い、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

### (2) 早期発見

児童の人間関係を定期的に把握するために、いじめアンケートを毎学期実施する。また、Q-U調査、教育相談日（週間）を定期的に設け、早期発見、早期指導に努める。いじめアンケートは、担任から生徒指導、管理職に報告をしていく。

また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、全職員が①児童の小さな変化に気づく、②気づいた情報を共有する、③共有した情報に基づき速やかに対処する、の3点を基本として早期発見に心がける。

#### 定期的実施

- ①いじめアンケート
- ②Q-U調査
- ③みつめる&教育相談（週間）

#### 早期発見するために

- ①児童の小さな変化に気づく。
- ②気づいた情報を共有する。
- ③共有した情報に基づき速やかに対処する。

### (3) 未然防止

4月学級開きにおいて、各担任が人権遵守宣言をし、決していじめをゆるさないことを述べる。また、月別生活目標（4月、10月、11月、3月）において、「言葉遣い」を児童に意識させ、言葉の暴力への指導を徹底していく。また、同時に「うれしい言葉」を奨励し、生活環境を整えていく。

12月の人権週間では、児童の人権意識を高めるために、具体的な取り組み（うれしい言葉がけの紹介やありがとうのシャワー取組等）を行い、いじめの未然防止に努める。

#### (4) いじめに対する措置

教職員は、いじめの発見又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ・不登校・教育相談委員会」に対し情報を報告し、担任など特定の教職員が抱え込むことなく、「いじめ・不登校・教育相談委員会」を中心とした組織的な対応につなげなければならない。被害児童を守り通すとともに、加害児童に対してはその人格的な成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。保護者との協力、教育委員会との連携はもちろん、事案の内容によっては警察等の関係機関とも連携しながら指導を進めていく。

- ・加害児童・被害児童および目撃した児童からの丁寧な聞き取りによる、客観的な事実の把握
- ・被害児童の心情に寄り添い、いじめから守り通す姿勢
- ・加害児童に対する、その人格的な成長と問題の再発防止を旨とする、毅然とした指導
- ・傍観者として間接的に関わった児童にも自分の問題として考えさせる、集団全体への指導
- ・関係児童の保護者との協力、事実と指導についての報告
- ・「重大事態」に際する、警察等との連携による対応
- ・指導後の関係児童の人間関係を見届ける、継続的な支援

#### (5) 情報発信

本校のホームページにて、生徒指導年間月別計画及びいじめ防止対策（いじめ未然防止・早期発見への取り組み）を公表するとともに、年度の開始時に児童生徒、保護者及び関係機関等に説明する。

### 10 重大事態への対処

#### (1) 学校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校には、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

#### (2) 重大事態調査のための組織の発足から報告までの主な流れ

- ・当該重大事態の調査組織を設置する。組織の構成にあたっては「いじめ・不登校・教育相談委員会」を母体とし、必要に応じて専門的知識・経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ・調査組織で、事実関係を明らかにするための調査を実施し、その事実にしっかりと向き合う。
- ・調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及び保護者に対し、適時適切な方法で情報を提供する。
- ・調査結果は、町教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえ、関係機関と連携しながら必要な措置を行う。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取ると共に、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問票の使用にあたり、個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないように配慮する等。)

調査による事実関係の確認と共に、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

#### [留意事項]

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

#### 1.1 その他

##### (1) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点から学校の取組について達成目標を設定し、評価するものとする。

- ①いじめの早期発見の取組について
- ②いじめの再発を防止するための取組について

##### (2) 個人情報等の取扱い

個人調査(アンケート等)は、いじめ問題が重大事態に発展した場合、重要な資料となる。したがって、次のとおり保存することとする。

- ①アンケートの質問票の原本等(一次資料)は、当該児童が卒業するまで
- ②アンケートや聴取の結果を記録した文書等(二次資料)及び調査報告書は、5年



○学校全体での取り組み

(別表)

		児童にかかわること	保護者にかかわること(学校→保護者→児童)
① いじめ未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。</li> <li>○「私たちの道徳」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。</li> <li>○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。</li> <li>○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。</li> <li>○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から児童に伝える。</li> <li>○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。</li> </ul>
② いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</li> <li>○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。</li> <li>○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。</li> <li>○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童との会話をできるだけ多くする。</li> <li>○服装等の汚れや乱れに気を配る。</li> <li>○児童の持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。</li> <li>○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。</li> </ul>
③ いじめの早期対応に関すること	1 暴力を伴ういじめの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、児童の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</li> </ul>
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</li> <li>○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>
	2 暴力を伴わない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を児童に見せるように伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</li> </ul>
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</li> <li>○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>

③ いじめの早期対応に関する事	3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</li> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応する。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を児童に見せるように伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○カウンセラーと連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</li> </ul>
	直接関係のない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</li> <li>○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような児童に育てる。</li> <li>○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。</li> </ul>	

○地域・家庭との連携

①各家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の児童に関心を持ち、児童のさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。</li> <li>○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。</li> <li>○父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。</li> <li>○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合っ決めて。</li> </ul>
②地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童たちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、児童たちに地域から守られているという安心感をもたせる。</li> <li>○児童たちと顔見知りになるために、児童たちと出会った時は挨拶や声かけを依頼する。</li> <li>○公園や遊び場などで児童が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。</li> </ul>

## いじめ未然防止， 早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容 (☆印はいじめを考える日)	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会の実施「方針」， 前年度のいじめの実態と対応</li> <li>・第1回「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の実施</li> <li>☆始業式で「いじめ対策」について， 今年度の方針を児童に説明</li> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> </ul>	■終礼での交流
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより等による「方針」の発信</li> <li>・ひびきあい集会に向けて取組</li> <li>・第1回QUの実施（5月12日）</li> <li>☆第1回いじめアンケート（5月17日）</li> <li>・第2回「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の実施</li> <li>・全員と個別懇談</li> <li>・学校運営協議会 「方針」説明</li> <li>※校内関係職員による校内委員会は随時実施</li> </ul>	■終礼での交流
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校朝会でいじめ未然防止に向けた話（生徒指導主事が行う。）</li> <li>☆みつめる（心のアンケート）実施①（6月21日）</li> <li>・第3回「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の実施</li> <li>・全員と個別懇談</li> </ul>	■終礼での交流
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「自己評価実施」 （学校評価アンケートで対策等について振り返る）</li> <li>☆職員研修 QUの結果およびその活用について（7月20日） 教育相談について</li> </ul>	■終礼での交流 夏休みの指導
8	☆第4回「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の実施 （7月までの評価）	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み後の人間関係の様子を確認・指導</li> <li>☆前期の成長を確かめ合う学活（9月28日）</li> </ul>	■終礼での交流
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会後の人間関係の様子を確認・指導</li> <li>・職員研修 運動会後の人間関係について</li> <li>☆第2回いじめアンケート（10月18日）</li> <li>・第5回「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の実施</li> <li>・全員と個別懇談</li> </ul>	■終礼での交流
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回QUの実施（11月8日）</li> <li>・教育相談（必要に応じて）</li> <li>☆みつめる（心のアンケート）実施②（11月8日）</li> <li>・第6回「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の実施</li> <li>・全員と個別懇談</li> <li>・学校運営協議会 取組状況説明</li> </ul>	■終礼での交流
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆職員研修 QUの結果およびその活用について</li> <li>・第2回「自己評価実施」 （学校評価アンケートで対策等について振り返る）</li> <li>・学校関係者評価の実施（保護者アンケート）</li> </ul>	■終礼での交流 冬休みの指導
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆第3回いじめアンケート（1月17日）</li> <li>・第7回「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の実施</li> <li>・全員と個別懇談</li> <li>・今年度の取組の振り返り</li> </ul>	■終礼での交流
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の取組計画作成</li> <li>☆みつめる（心のアンケート）実施③（2月14日）</li> <li>・第8回「いじめ・不登校対策・教育相談委員会」の実施</li> <li>・全員と個別懇談</li> </ul>	■終礼での交流
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> <li>・学校運営協議会 今年度の取組と成果の説明</li> <li>☆1年間の成長を確かめ合う学活（3月8日）</li> </ul>	■終礼での交流 春休みの指導

いじめ発生時の組織的対応マニュアル

